

[事案 23-118] 手術給付金請求

・平成 24 年 2 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

四段階注射法による痔核手術を受けたが、約款に定める痔核根本手術に該当しないとして手術給付金が支払われないことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 3 月に四段階注射法による痔核手術を受けた。そこで手術給付金を請求したが、約款に定める痔核根本手術に該当しないとの理由により、手術給付金が支払われない。診断書には、「手術名：痔核手術（四段階注射法）」「3/23 痔核根治術施行」と記載されており、四段階注射法は切除術と同等の効果があり、痔核根治目的の治療には切除術以外の治療が広く行われており、痔核根本手術といえるので、手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款の規定の対象となる「痔核根本手術」と言えるためには、痔瘻根本手術、脱肛根本手術と同程度の侵襲を必要とする。
- (2) 痔核のみならず、周りの皮膚、直腸等への侵襲が生じる手術であれば、約款規定の「痔核根本手術」と言えるが、痔核のみに対する手術は該当しない。
- (3) 四段階注射法は、痔核の 4 か所に治療薬を注射し、痔核を硬化させる方法により、痔核を縮小させる処置であり、痔核以外の部分に対する処置はないので、約款規定の「痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く）」に該当しない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書類等の内容にもとづいて、申立人の本件手術の約款該当性について審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 本件約款にいう「手術」とは、「治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、(中略) 吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。」と定義されている。
- (2) 申立人の受けた四段階注射法についてみると、痔核の 4 か所に治療薬を注射し、痔核を硬化させる方法により、痔核を縮小させる処置であり、痔核以外の部分に対する処置は特に行われない。そして、注射は「穿刺」に該当すると解されることから、定義上、四段階注射法は「手術」には該当しないと考えられる。
- (3) 以上により、四段階注射法が、本件約款の規定する「痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く）」に該当しないとした保険会社の判断は不

合理であるとはいえない。